

1 まちづくりの基本的な進め方

(1) 都市計画の決定、変更と町民参加

本プランのうち、新たな幹線道路や土地利用については、現在の都市計画に加えて新たな計画決定や変更を行う必要があります。

都市計画の決定や変更、地区計画の導入については、計画の熟度や事業の可能性などを判断しながら、適切な時期に実施していくものとします。

決定、変更にあたっては、町民参加の機会の確保、意見の反映を行うとともに、都市計画法の改正で創設された都市計画案の提案制度が活用しやすいような制度整備を進めます。

(2) 協働によるまちづくり

本プランに基づき、まちづくりや各種の事業を進めていく上で特に重要なことは、町民の理解や協力に加えて、まちを良くしていこうという町民の自主的な活動とこれに対する行政の支援や努力など、町民と行政のパートナーシップによる協働のまちづくりです。

町民は、周辺環境に配慮した住まいづくりなど、自らできるところからまちづくりを始めるとともに、自分たちの身近なまちを見直し、より住み良いまちにしていくなために、地域の人々と共に考え、実行する必要があります。

また、町は、こうした町民主体のまちづくりに対して課題の提起、各種支援策の充実を進める必要があります。

(3) 計画的、効率的な事業推進と情報公開

まちづくりの実現のための様々な事業の実施については、十分な効果が発揮されるように、計画的かつ効率的に進めることが必要です。

そのためには、事業は松伏町総合振興計画などの上位計画、分野別計画に基づいて進めるとともに、さらに、事業計画や実施の各段階では、広く町民に説明することで、合意性と効率性の高い事業推進を図ります。

また、整備された公共施設を適切に保全し、長く維持することが長期的には高い効果を生むことから、松伏町公共施設等総合管理計画に基づき計画的な維持管理・大規模改修・更新を進めます。

(4) 庁内体制の強化

まちづくりを総合的に進めていくためには、都市計画以外の分野との調整も重要であることから、庁内体制の強化を図り、本プランに基づき、都市計画の決定、変更を行い、各担当部門において適切な事業の計画、実施を推進します。

(5) 広域的な連携と調整

国及び埼玉県をはじめ関係機関や近隣市との連携を図り、円滑な都市整備を推進します。

(6) 民間活力の積極的な導入

効率的な財政運用を実現する視点から、公的施設の整備や市街地整備において、
(※) PPP/PFIなどにより民間企業のノウハウや資本等を活用するなど、積極的な民間活力の導入を促進します。

(※) PFI (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) とは、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方です。PPP (パブリック・プライベート・パートナーシップ：公民連携) は、公民が連携して公共サービスの提供を行う事業の手法をいいます。PFIは、PPPの代表的な手法の一つです。

2 協働のまちづくりの推進

(1) 身近な地区のまちづくりの方針

本プランは、本町全体及び地区別の方針で構成されていますが、具体的なまちづくりはより身近な地区などさまざまな範囲で取り組みが進められています。

都市計画など基盤整備に関わるまちづくりでも、より身近なまちの保全、改善のために地区の将来像やきめ細かいルールを定めた地区計画の策定などが求められます。

地区の住民の主体的なまちづくりの推進を図るために、きめ細かいまちづくりプランや地区計画の検討を進めます。

(2) 都市計画情報の提供

まちづくりへの関心を高め、取り組みを進めるためには、まちに関する様々なデータや都市計画の状況などにより多くの人の理解を得る必要があります

地図情報システムやインターネットなどを活用して、誰にもわかりやすく、また、手に入れやすい都市計画情報の提供を進めます。



まんまるガイドマップ